

～消費者注意情報～

不用品回収「トラック1台分5万円」のはずが50万円?!

～ 不用品回収・処分を頼むときには十分確認しましょう ～

(令和3年2月25日)

相談事例

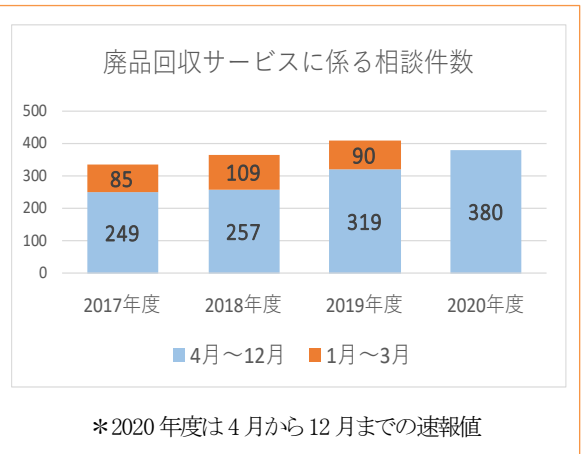
実家の不用品を整理するため、インターネットで検索して「家中まるごとプラン」というプランを見つけた。メールに処分したいものを書き出し、段階の有無や家の周りの状況など運び出しに必要な情報を送ったところ、2トントラックで約5万円のプランを提案されたので依頼した。当日、不用品すべてをトラックに乗せたところで、事業者から約50万円の請求を受けた。説明を求めると、一定量までが5万円であり、その分量を大きく超えたため、計算して約50万円になったという。今さら荷物は下せず、カードで支払いを行ったが、高額過ぎる。一部返金してほしい。(40歳代、男性)

ココに注意!・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ 不用品等の回収サービスに係るトラブルが増加しています。

引っ越しや家の中の不用品等整理、終活など、不用品等の回収サービスへのニーズが高まる中、トラブルの相談が増加しています。その多くは、ホームページやチラシ広告で表示していた金額よりかなり高額な料金を請求されたというものですが、当日提示された料金で支払いをしてしまうと、その金額で契約が成立してしまうため、あとから返金を求めるのは困難です。事前に複数の事業者にお問い合わせ、見積もりの比較をするなど工夫が必要です。

また引っ越し等の場合、時間がない等の理由で高額だと思っても、あきらめて支払ってしまう人も多いようです。不用品回収サービスを利用する際は日程に余裕をもつこと、荷物を積み込む前におよその分量を示し、見積もりや回収条件の確認を行うことが大切です。



★ その事業者は大丈夫ですか?不用品の収集等の事業には許可が必要です。

一般の家庭から出る粗大ごみや不用品の収集・運搬を業務として行うには、廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物処理業」の区市町村の許可が必要となります。古物商許可や産業廃棄物収集運搬業許可があっても、家庭ごみを収集することはできません。実際、トラブルになっている事業者の中には無許可で営業している事業者もいます。許可事業者については区市町村で確認できるので調べてみましょう。また、不用品を処分するときは、お住まいの区市町村の清掃窓口もしくはホームページで確認し、ルールに従って処分しましょう。

★ 高額な費用を請求されたら、消費生活センターに相談を!

見積もりより高額な請求を受けた、ホームページやチラシに書かれた料金以外に高額請求されたなど、不審な契約をした場合や、怪しいと思ったら、すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター 03-3235-1155(相談専用電話)
お近くの消費生活センター 局番なし188 (消費者ホットライン)

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsohu/>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。